

地方共同税（仮称）について

1. 税の性格：
地方公共団体の相互理解と協力に基づく地方公共団体の財政基盤の強化のため、地方交付税の法定率分に代えて、地方共同税（仮称）を都道府県税として創設。
2. 課税標準：国税 5 税の税額
3. 税率：一定税率とする
4. 賦課徴収：
地方消費税と同様、納税義務者の負担を勘案して、当分の間、国が国税 5 税とあわせて行う。
5. 納税義務者：国税 5 税のそれぞれの納税義務者
6. 税の帰属と都道府県間の配分：
都道府県に帰属させた後、都道府県から拠出。法律による拠出の義務付けについて、専門的な検討が必要。
配分は、例えば、人口を指標として、地方共同税を含む地方税収の人口一人当たり平均を算出し、平均に満たない地方公共団体に平均に達するまで配分するとの方法で、各都道府県（市町村分を含む）の配分額を確定。
7. 市町村との関係：
都道府県から、収入の一定割合を市町村に交付する。交付額は、上記配分方法により計算された市町村ごとの配分額とする。
8. 他の税との関係：
一定税率であるという形式的な理由で、一定税率である地方税を地方共同税に統合することはしない。

地方共同税(仮称)のイメージ図

